

石川県公報

平成 23 年 8 月 30 日

第 1 2 4 2 0 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室)	1	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	3
土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の 指定 (環境政策課)	1	公共測量実施公告 (監理課)	4
県道の供用の開始 (道路整備課)	2	土地区画整理組合の解散認可公告 (都市計画課)	4
公 告		開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	4
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3	教育委員会 県統計調査の実施	5

告 示

石川県告示第364号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成23年8月30日次のとおり指定した。

平成23年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1161号	金沢市瓢箪町5 - 36 - 2	保 健 師	中 川 智 恵

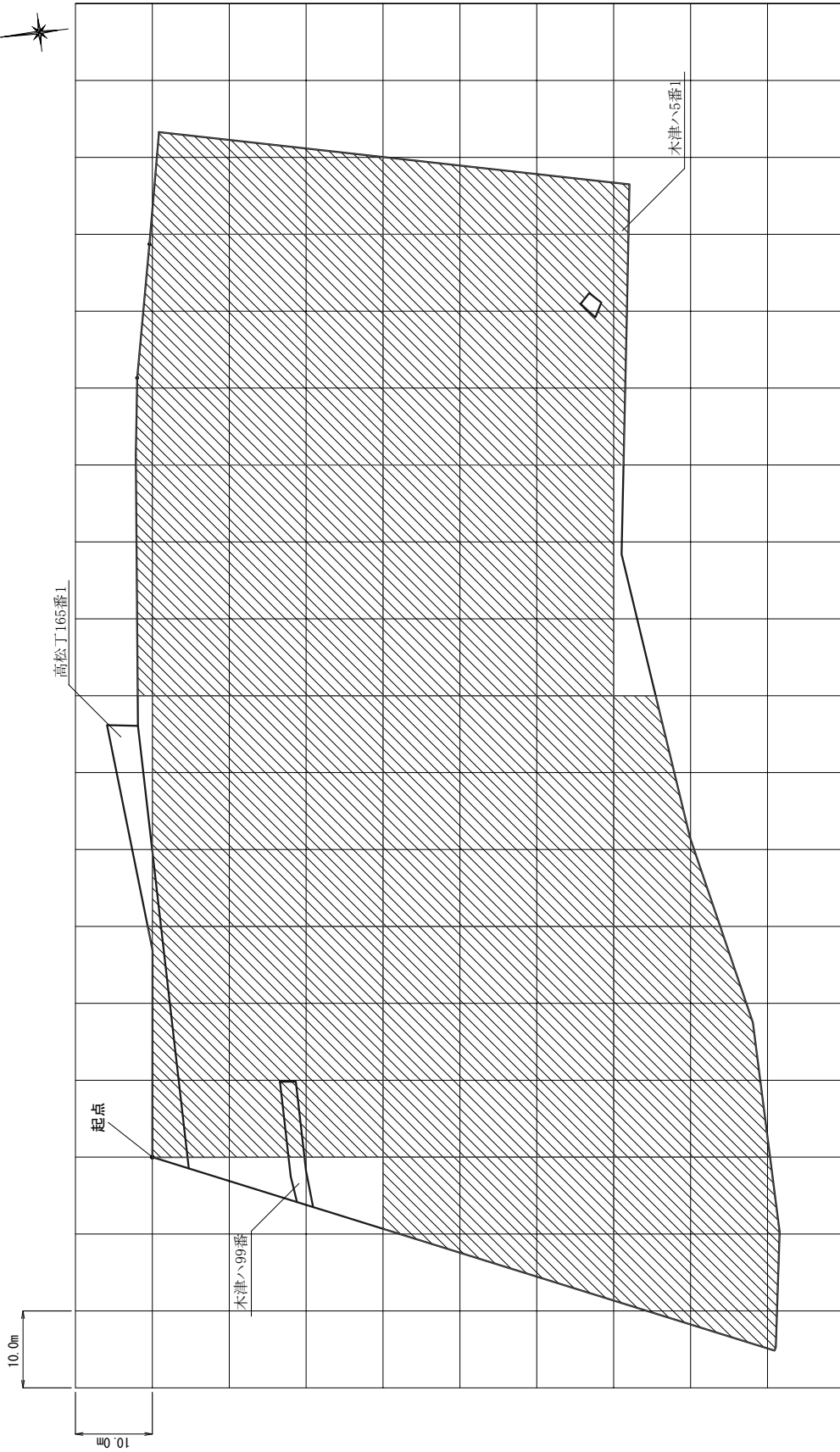
石川県告示第365号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。なお、当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第58条第4項第9号に該当する。

平成23年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 形質変更時要届出区域
かほく市木津八5番1の一部、木津八99番の一部及び高松丁165番1の一部（別図のとおり）
- 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



柵子の回転角 7度
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点に右方向に回転させた角度を示す。

起点
 起点は、かほく市高松丁165番1の最北端とする。

指定区域

石川県告示第366号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成23年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。